

令和 7 年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の規定により、令和 7 年度において対応した被措置児童等の状況について報告します。

1 虐待案件受理の状況

通告受理件数	調査結果	
	虐待該当	非該当
2 件	0 件	2 件

通告受理案件について関係施設等を訪問し、関係職員からの聞き取り調査等を実施しました。調査の結果、被措置児童等虐待非該当とし、児童福祉法第 33 条の 15 の規定に基づき、福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に調査結果等について報告しました。